

ひとり暮らし高齢者等  
給食サービス調理等業務委託

条件付一般競争入札実施要領

令和6年4月10日

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

## 目 次

I	ひとり暮らし高齢者等給食サービス調理等業務委託の事業者募集について	1
II	入札の概要	2
III	スケジュール及び手続きの概要	4

## I ひとり暮らし高齢者等給食サービス調理等業務委託の事業者募集について

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、相模原市が実施する在宅のひとり暮らし高齢者等に対して安定した食を確保し、孤独感の解消や安否確認、家族負担の軽減等を目的とした「相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業（以下、「給食サービス」という。）」を受託しています。

当該事業は、市内において給食サービスが必要な高齢者等の利用者に対し、本会が委託する事業者が給食調理を行い弁当箱に盛り付け、これを市内10ヶ所の配食拠点に配送し、その後地域住民のボランティアで構成される配食協力員が利用者に弁当を直接手渡しすること（**拠点配送**）、又は、事業者が利用者に弁当を直接手渡しすること（**個別配食**）で給食を提供するものです。

今回、令和6年7月以降に開始する給食調理、配送等の業務を委託する事業者を、条件付一般競争入札（以下、「入札」という。）により選考します。



※橋本地区・大沢地区・中央区全域・南区全域の業務を委託する事業者を募集します。

## II 入札の概要

### 1 契約名

- (1) ひとり暮らし高齢者等給食サービス調理等業務委託（橋本地区・大沢地区・中央区全域・南区全域）

### 2 契約期間

契約を締結する日～令和7年3月31日

（調理等業務については、令和6年7月1日（月）から開始）

### 3 委託業務内容

別添資料1「ひとり暮らし高齢者等給食サービス調理等業務委託仕様書（橋本地区・大沢地区・中央区全域・南区全域）」（以下「仕様書」という。）のとおりとなります。

### 4 入札参加資格

- (1) 入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者としてします。

ア 法人格があること。

イ 事業所又は営業所が相模原市内に存すること。

ウ 現在、高齢者向けの配食事業又は特定の人を対象とする集団給食等の事業を営んでいること。

エ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に規定する「飲食業営業の許可」を保健所から受けていること。

オ 衛生管理体制が適切であること。

カ 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づき調理した高齢者向けの栄養バランスのとれた食事が提供できること。

キ 生活機能や認知機能の低下した高齢者に理解を示し、仕様書に沿った当該委託業務を適正かつ確実に実施できること。

- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を有しません。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団である事業者

イ 役員等が法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる事業者

ウ 暴力団又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者

エ 暴力団又は暴力団員等に対して、利益供与をしている事業者又は事業の委託、請負などの契約関係にある事業者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる事業者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 「法人税」及び「消費税及地方消費税」を完納していない者

ク 「市税」を完納していない者

5 入札保証金

入札参加に当たり入札保証金の納付は不要です。

### Ⅲ スケジュール及び手続きの概要

#### 1 全体スケジュール

内 容	期 日 等
入札の公告 入札実施要領等の配布 競争参加資格確認申請書（様式1）、会社概要（様式2）等の受付	令和6年4月10日（水）～4月18日（木）
入札参加資格確認の通知	令和6年4月19日（金）
質問書（様式3）の受付	令和6年4月19日（金）～4月24日（水）
質問書（様式3）への回答	令和6年4月26日（金）
入札書（様式4）の受付	令和6年4月30日（火）～5月8日（水）
開札	令和6年5月9日（木）
入札結果の通知	令和6年5月10日（金）
契約締結	令和6年5月中旬
給食の提供開始年月日	令和6年7月1日（月）

#### 2 入札実施要領等の配布

入札実施要領等の資料配布は、次のとおりです。

配 布 期 間	令和6年4月10日（水）～4月18日（木） 午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで ただし、上記期間中の土曜日、日曜日を除きます。
配 布 場 所	相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館2階 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 市民活動係
ホームページへの掲載	上記の配布期間中、配布場所での配布のほか、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会ホームページからダウンロード可能です。

### 3 入札参加申請の手続き

入札参加希望者は、次のとおり書類を提出してください。

提出期間	令和6年4月10日(水)～4月18日(木) 午前8時30分から正午、午後1時から <b>午後5時まで</b> ただし、上記期間中の土曜日、日曜日を除きます。
提出先	相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館2階 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 市民活動係
提出方法	1 提出書類及び添付書類は、提出先へ持参してください。 2 郵送する場合は、 <b>必ず「簡易書留」又は「一般書留」</b> にて送付してください。提出期限（ <b>令和6年4月18日(木)</b> ） <b>必着</b> とします。
提出書類及び添付書類	1 競争参加資格確認申請書（様式1） 2 会社概要（様式2） 3 事業所又は営業所内事務スペース及び調理施設の写真 ※事業所又は営業所における事務スペース、調理及び盛り付けを行う施設内外の主な部分を撮影した写真をA4判縦の用紙に、適宜、必要な枚数を貼付けてください。 4 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行のもの） 5 飲食業営業の許可書の写し ※保健所が発行する飲食業営業の許可書の写しを提出してください。 6 管理栄養士又は栄養士の免許証の写し 7 申請時前3か月以内に発行された「法人税」及び「消費税及地方消費税」納税証明書又は未納税額のない証明書。又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書。（契約者のもの） 8 申請時前3か月以内に発行された相模原市の「法人市民税」納税証明書又は未納税額のない証明書。（事業所・営業所のもの）
留意事項	1 入札参加希望者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じてください。 2 本会で参加資格を確認後、本入札参加への承認・否認の連絡を <b>令和6年4月19日(金)午後5時まで</b> にファクシミリにより通知します。

#### 4 入札に関する質問の受付

入札に関する質問の受付は、次のとおりです。

受 付 期 間	令和6年4月19日(金)～4月24日(水)まで
提 出 先	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 市民活動係 ファックス番号 042-759-4382
提 出 方 法	ファクシミリ ※不着等の防止のため、「質問書」(様式3)を送信した後、本会へ必ず電話連絡(電話番号 042-756-5098(直通))をしてください。(午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで)
書 式	1 書式は指定の様式「質問書」(様式3)を使用してください。 2 質問内容は簡潔明瞭に記載するとともに、その質問が生ずる資料等の名称、ページ等を記載してください。
留 意 事 項	1 ファクシミリの番号に間違いがないよう留意してください。 2 電話や来訪による口頭での質問及び当該期間以外の期間における質問は一切受付いたしません。

#### 5 入札に関する質問への回答

入札に関する質問への回答は、次のとおりです。

回 答 日	令和6年4月26日(金) 午後5時まで
回 答 方 法	1 質問内容及び回答をとりまとめて、入札参加者全員にファクシミリで送信します。 2 質問した入札参加者名等は公表しません。

#### 6 入札書の受付

入札参加者は、次のとおり入札書を提出してください。

受 付 期 間	令和6年4月30日(火)～5月8日(水)必着
提 出 先	相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館2階 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 市民活動係
提 出 方 法	郵送(必ず「簡易書留」又は「一般書留」)により提出してください。



書式	<p>1 書式は指定の様式「入札書」（様式4）を使用してください。</p> <p>2 入札書は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には入札件名、名称、代表者職氏名等を記入し、外封筒には入札件名、「入札書在中」と朱書し、送付してください。</p>
留意事項	<p>1 持参、ファクシミリ、Eメール、電話その他の方法による提出は認めません。</p> <p>2 提出後は、入札書の内容を変更することはできません。</p>

## 7 開札について

入札書開札予定日時は、令和6年5月9日（木）午前11時です。

※開札の立会いについては、入札事務に関係ない職員が行います。

## 8 落札者の決定方法について

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がない場合は、再入札を1回行います。その場合は開札日の午後3時までに電話にて連絡をいたします。再入札書は、ファクシミリにて本会に提出ください。提出期限は、開札日翌日の正午までとなります。提出期限までに提出のない場合には、辞退といたします。1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった場合は、再度入札に参加することはできません。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定します。くじについては、開札立ち会い者が引きます。
- (4) 入札結果は、令和6年5月10日（金）午後5時に入札参加者へファクシミリで通知します。

## 9 入札参加資格の喪失について

- (1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに実施要領で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失します。
- (2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で本会まで連絡し、別紙「入札参加資格喪失届」（様式5）を作成の上、ファクシミリにより提出してください。

## 10 入札の無効について

次のいずれかに該当する場合は無効とします。

- (1) 入札の参加資格のない者から提出された入札
- (2) 簡易書留、一般書留以外で提出された入札
- (3) 入札書を2つ以上同封して提出された入札
- (4) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした談合その他の不正の行為によって行われたと認められる入札

- (5) 入札者等の記名及び押印がない入札
- (6) 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明な入札
- (7) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (8) 入札件名の記載がない入札
- (9) 提出期限までに到達しない入札
- (10) 二重封筒にしていない入札
- (11) その他入札条件に違反した入札

#### 1.1 入札の中止等について

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消します。
- (2) 開札した後であっても、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しすることがあります。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とします。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知します。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合は、入札のために要した費用を本会に請求することはできません。

#### 1.2 契約の締結について

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とします。契約書に貼付する収入印紙については、契約書の発注上限額に対する印紙税額が適用となります。
- (2) この入札による落札者決定の効果は、契約書に記名押印したとき効力を生ずるものとします。
- (3) 落札決定後、契約締結までの間に、「Ⅱ 4 入札参加資格(1)」のいずれかを満たしていないと認められる場合、または、「Ⅱ 4 入札参加資格(2)」のいずれかに該当する場合には、契約を締結しません。
- (4) 落札者が、給食サービスを担う予定の調理施設・設備・運搬車両を有していない場合、本会が指定する期限までに整備等を完了してください。完了の見込みがないと認められる場合には、契約を解除します。
- (5) 落札者は、契約書で定める業務について、その全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、あらかじめ本会の承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではありません。
- (6) 落札者は、6月14日(金)午後5時までに、食品衛生監視票の写し(直近2年以内のもの)を提出してください。また、調理等業務開始後も、食品衛生監視員の採点について、食品衛生監視票(平成16年4月1日厚生労働省医療食品局食品安全部長通知別添)80点以上を保持してください。

### 1 3 その他

- (1) 本会が提供する資料は、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできません。
- (2) 入札参加希望者は、この実施要領等を熟読し、遵守してください。
- (3) 入札参加者は、選考後、この実施要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (4) 当該業務に係る個人情報保護及び情報公開については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号）及び相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号）等の関係法令の趣旨に則り、契約書の締結による遵守等、適切な措置を講じていただきます。

### 1 4 問合せ先

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館2階  
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 市民活動係  
電 話 042-756-5098（直通）

#### 資料・様式

##### 1 資料

- (1) 資料1 ひとり暮らし高齢者等給食サービス調理等業務委託仕様書（橋本地区・大沢地区・中央区全域・南区全域）

##### 2 様式

- (1) 競争参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 会社概要（様式2）
- (3) 質問書（様式3）
- (4) 入札書（様式4）
- (5) 入札参加資格喪失届（様式5）